

申請書類

① 必ず提出する書類

- (1) 生殖補助医療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 生殖補助医療証明書(様式第2号)
- (3) 医療機関の発行した生殖補助医療費に係る領収書及び明細書の原本
- (4) 限度額適用認定証のコピー(ある方のみ)
- (5) 助成対象となる本人の医療保険資格情報のわかる書類またはマイナンバーカードを持参
- (6) 通帳コピー(口座番号、名前、支店名が分かる部分のみ)・印鑑(申請書に自署してあれば不要)

マイナ保険証で受診された方は申請時にマイナポータルにログインしてもらい保険証情報と限度額認定情報の画面を確認させていただきます。

② 該当の方のみ提出する書類

- (1) 【保険診療と先進医療を併用し、県の助成を受けた場合】 ※最初に県の助成手続を行ってください。
 - ・県に提出した「島根県不妊治療<先進医療>費助成事業受診等証明書」のコピー
 - ・県が発行した「島根県不妊治療<先進医療>費助成事業承認決定通知書」のコピー
- (2) 【高額療養費・付加給付金がある場合】
 - ・高額療養費・付加給付金の支給額の方かるもの
 - ・健康保険発行の支給決定通知書や医療費明細書などのコピー
- (3) 【事実婚関係の方のみ】事実婚関係に関する申立書(様式第3号)

Q&A

Q.高額療養費とはなんですか

A.医療機関や薬局への1か月の支払額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を支給する制度です。限度額は所得によりア～オの区分があります。(注)「限度額適用認定証」を医療機関で提示するかマイナ保険証での受診で窓口での支払いが自己負担限度額までにおさえられます。「限度額適用認定証」の取得には事前の申請が必要です。

(注)詳しくは高額療養費制度を利用される皆さまへ(厚生労働省ホームページ)をご覧ください。



Q.付加給付金とはなんですか

A.健康保険組合や共済組合などが、あらかじめ定めてある1か月分の医療費の自己負担限度額を超えた費用を払い戻す独自の制度です。組合によって制度の有無や基準が異なります。

(注)所得や支払額によっては高額療養費には該当せず付加給付金のみ支給される場合もあります。

(注)一部負担還元金、一部負担金払戻金、家族療養費付加金など名称が異なる場合もあります。

Q.治療1回の考え方について教えてください

A.採卵から胚移植までの一連の治療を1回とします。以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施する場合は、胚移植を1回とします。

投薬のみで採卵前に治療を中止した場合は助成対象外です。採卵前に男性不妊治療を行った人で、精子が採取できないなどの理由で治療を終了した場合も助成の対象となります。



生殖

浜田市 生殖補助医療費 助成制度

お問い合わせ先

● 浜田市 子ども・子育て支援課
(子育て世代包括支援センター)
〒697-0016 島根県浜田市野原町 859-1
TEL (0855) 22-1253 (直通)

● 各支所 市民福祉課
・金城支所 (0855) 42-1235 ・旭支所 (0855) 45-1435
・弥栄支所 (0855) 48-2656 ・三隅支所 (0855) 32-2806

令和7年4月作成